

令和6年第1回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和6年1月24日 開会

令和6年1月24日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和6年第1回教育委員会定例会

令和6年1月24日（水）
午後4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
報告第1号 令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和6年1月分）について
報告第2号 いじめの状況等に関する調査結果について
報告第3号 新十津川町立学校における養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容
及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について
- 5 その他
- 6 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史
松 倉 寿 人
近 藤 陽 介
高 桑 祥 代
山 田 裕 之

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	鎌 田 章 宏
主幹	加 藤 和 仁
学校教育グループ長	戸 出 雄 基

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

それでは、令和6年第1回目ということで、改めまして教育委員の皆様には本年もどうぞよろしくお願いたします。それでは、令和6年第1回教育委員会定例会を開会い

たします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、近藤、高桑両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎加藤主幹

それでは、お手元に配付しております行事報告について、主な行事についてご説明申し上げます。対象期間は、令和5年12月26日から本日令和6年1月24日までです。12月27日、昨年11月定例会でご審議いただきました北海高等学校硬式野球部、熊谷陽輝さんの町長賞の授与について、本人出席のもと谷口町長より町長賞授与式が行われました。熊谷さんからは、大学進学後の抱負や決意が述べられたところがございます。1月7日、教育委員の皆様にもご出席いただき、令和6年はたちを祝う会を開催いたしました。対象者62名に対し49名が参加し、旧友と久しぶりの親交を温める場面が見受けられました。なお、広報2月号において、はたちを祝う会の特集が組まれる予定となっております。1月12日、1月7日に開催された第70回十津川村駅伝大会に参加した選手から結果のご報告がありました。8区間37.6kmを村内16チーム、新十津川町がエントリーしたオープン11チームが競い、新十津川町チームは制限時間内にたすきをつなぎ、3時間10分17秒で全体27チーム中12位でゴールいたしました。各種大会における成績報告については、皆様のお手元に各種大会の結果及びこれから出場予定の全国大会等の一覧をお配りしておりますのでお目通しください。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第1号令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和6年1月分）について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校、中学校ともに異動はなく、小学校321人、中学校161人、合わせて482人の在籍でございます。特別支援につきましても異動はございませんでした。以上、報告第1号の説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

◎久保田教育長

報告第1号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり。）

◎久保田教育長

報告第1号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って、報告第1号令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和6年1月分）については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第2号いじめの状況等に関する調査結果について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書5ページをお開き願います。こちらは、令和5年11月に実施した調査結果についてご報告をいたします。まず、4月から今日まで友達に嫌なことをされたことがあると回答した人数につきましては、小学校合計で61人、19.4%、中学校は7人、4.5%でございました。また、いじめはどんな理由があっても許されないことだと思いの設問では、小学校は298人、95.2%、中学校は136人、88.3%でございました。下の表は、6月調査結果を載せてございます。この内容は、8月に報告をしておりますが、友達に嫌なことをされたことがあると回答した人数につきましては、6月との比較で、小学校は8人減でございます。11月調査のあとも、学校におきましては全児童との個別面談を行っております。中学校につきましては1人増となっております。6ページに報告第2号別紙としまして、いじめはどんな理由があっても許されないことだと思いますかの質問に対し、そう思う、そう思わない、わからないと回答した人数について経年比較の表を載せてございます。お目通しをしていただければと思います。以上、報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

◎久保田教育長

報告第2号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎山田委員

まだよく分からない部分が多く、質問させていただきます。この調査はどのような趣旨でどこが主催となって行っているものですか。それから、個別面談を実施しているということですが、数字には表れないような学校での取り組み等はあるのでしょうか。

◎久保田教育長

それでは、答弁を求めます。事務局長。

◎鎌田事務局長

この調査につきましては、文部科学省にて6月調査と11月調査の年2回実施されております。小学校につきましては、嫌なことをされたことがあるというような回答をされた児童に対しまして、担任教諭や生徒指導の教諭、管理職等で面談等を行って、その内容を聞き取り等をしております。このあとの経過をどう追っていくかという部分につきましては、この調査の経過観察ということで、調査実施後、その内容が今の時点でどうなっているかというものの調査がございます。解決しているものなのか、まず内容がどういったものなのかという細かい調査と、1件1件それが解決しているかどうか、今の状態がどうか、最終的に解決していればなくなっているだとか、細かい経過の状況調査がございまして、それについても年に2回、経過観察をしている状況でございます。以上でございます。

◎久保田教育長

6月調査の時点では、山田委員未就任でしたので、小学校313人中61人も嫌な思いをしているというのは、人数がすごく多いのではないかというイメージを持たれるのではないかと推察するのですが、これについては国や道教委から、どんな些細なことでも嫌な思いをした経験や嫌なことを言われた経験というのを言ってくださいということでその人数を記載しています。小さなことでも子どもたちの声を聞いて、子どもたち1人1人の学校生活をより良く、大きないじめにつながらないようにしていくためにも積極的に認知をしているという数字でございます。その結果、数字が大きくなってしまいうということで、ご理解の程よろしくお願いいたします。

◎山田委員

はい、分かりました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎高桑委員

6ページのグラフのいじめは許されないことだと思いますか、という設問に対してそう思わないと言ってしまう子がいるということは良くないと思うので、0人になるように先生方にも、見ていただいてそういう指導してもらいたいと感じました。

◎鎌田事務局長

この調査については、学校のほうでも把握しております。この設問について、思わない、分からないと答えるのは低学年ほど多いのかと思います。高学年になっても、要は

自分がいじめの加害者になっているから、逆にされてもいいと思っている考えを持っている人もいるのかもしれないという考え方も学校ではしていますが、そういったことであってもだめなので、全員がそう思うと回答できるよう学校では指導をしているところでございます。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第2号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って、報告第2号いじめの状況等に関する調査結果については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第3号新十津川町立学校における養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書7ページをお開き願います。内容のご説明をいたします。こちら令和3年4月1日に施行しております、教諭等及び事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱と同様に、学校における働き方改革を進めるに当たり、学校及び教師が担う業務の明確化、適正化を確実に実施し、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務を明確化するため、北海道の要綱制定に基づき、本要綱を制定するものでございます。第1条につきましては、目的を定めております。第2条及び第3条は、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例の規程で、その内容につきましては、9ページ及び10ページの別表に掲げております。第4条は、養護教諭等の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項の規定で、第1号から第3号により規定されており、第1号は別表の標準職務は、校務の中で主として養護教諭及び栄養教諭が行う職務の範囲を及びその職務に含まれる具体の業務を示したものであること。第2号は、校長は、標準職務を参考に、校務分掌を定め、または見直すこと。第3号は、標準職務に掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、学校や地域等の実情に応じて養護教諭及び栄養教諭が担うことが必要と校長が認める職務については、校務分掌に位置付けることが可能であること。などを規定しております。附則としまして、この要綱は令和6年4月1日から施行することとしております。以上、報告第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第3号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第3号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第3号新十津川町立学校における養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5その他、事務局から提案はありますか。

◎鎌田事務局長

ございません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和6年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時20分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことは証するためにここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員